

令和6年度

幕別町

除雪

冬のくらし

ガイドブック

路上駐車をしない！
道路に雪を出さない！ など
冬のくらしに必要なルールや除雪について
わかりやすく解説します。



もくじ

- 幕別町の除雪方法 1
- なぜ「かき分け除雪」なの？ 2
- NEW** ● 除雪管理システム 3
- 幕別町の除雪体制 4
- 除雪体制の課題 5
- 主な除雪車両 6
- 冬のくらしルール 7
- よくある質問 (Q & A) 8
- 協働のまちづくり支援事業 9
- NEW** ● 福祉除雪事業 10
- NEW** ● もしも、水道管が凍結したら 11

幕別町の除雪方法

一次除雪（新雪除雪）を見合わせる場合

- ①ラッシュ時と重なり**渋滞や事故が心配される**
- ②雪が既に**踏み固められている**
- ③春先などで雪が**すぐ解ける** など

はじめに

一次除雪

目安として10cm以上の雪が降った場合に、深夜から朝7時頃を目標に実施します。

① 新雪除雪（かき分け除雪、車道）

- ・ 車道の雪を市街地は除雪ドーザで、郊外は除雪トラックで**左右にかき分けて除雪**し車線を確保します。
- ・ 除雪した雪は車道の路肩に置いていきます。
- ・ 降雪量によっては2回入る場合があります。

② 歩道除雪

- ・ 通学路などの歩道を小型ロータリで除雪し、車道路肩に積み上げます。

③ 公共施設除雪

- ・ 公共施設の駐車場を除雪ドーザで除雪します。



二次除雪

道路パトロール車が巡回し、必要と判断した場合などに実施します。

① 路面整正

- ・ 幹線道路の車道に段差や「わだち」が出来て、危険と判断した場合に、除雪グレーダで削り、平らにします。

② 拡幅除雪

- ・ 雪山で車道が狭くなり走行に支障がでている場合に、大型ロータリや小型ロータリなどで削り車道路肩の雪山の上に積み上げます。

③ 運搬排雪

- ・ バス路線や交通量の多い幹線道路、通学路などで路肩の雪山が積み上がり過ぎて危険と判断した場合に、大型ロータリなどで雪山を削りダンプに積んで雪捨て場に運びます。

次に

その他の除雪

① 吹込除雪

- ・ 郊外の道路に強風による吹き溜まりなどが出来た場合に、除雪トラックなどで雪を左右にかき分けます。

② 路面凍結対策

- ・ 急カーブや勾配のある幹線道路で路面が凍結して滑りやすい場合に、塩化カルシウムや焼砂を滑り止め材として、凍結防止剤散布車で道路に散布します。

その他

なぜ「かき分け除雪」なの？

1 長い除雪延長

幕別町が一晩で行う除雪の延長は車道のみで650km
これは直線距離で幕別町から新潟県まで行ける距離です。

650km



Q どうして家の前に雪を置いていくの？
毎回、排雪してくれれば良いのに。



2 限られた時間

通勤・通学時間帯の渋滞を避けるため、除雪作業は、
深夜からはじめて朝7時頃までに終わらせることを目標としています。

朝7時まで



降雪状況や路上駐車、道路への雪出しなどで除雪作業が遅れる場合があります。

3 限られた除雪車

町が委託している町道の除雪事業者13者が、除雪車47台（除雪ドーザ32台、除雪トラック15台）で幕別、札幌、忠類の市街地や郊外などの車道をブロックごとに除雪しています。

47台



歩道も除雪事業者4者が小型ロータリ10台で約108kmを同時に除雪しています。

4 限られた予算

毎年かかる町道の除雪費用は約3億円ですが、ここ数年は労務単価や燃料費の高騰などで増加傾向となっています。

排雪は、通常の除雪に比べ、多額の費用や日数がかかるため、危険な箇所や幹線道路などに限定して行っています。

約3億円



A 限られた時間、限られた除雪車、限られた予算で、長い除雪延長は、物理的にかき分け除雪で精一杯なのです！
間口に雪を置いていくことにはなりますが、ご理解をお願いします！

除雪管理システム **NEW**

幕別町では除雪に関する問合せが年間 200 件以上あり、そのうち「除雪車が来ない」、「除雪車はいつ来るのか?」という内容が全体の約 3 割を占めています。

これらを解消し、住民サービスの向上を図るため、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した「除雪管理システム」を整備しており、**令和 7 年 1 月 1 日**から運用します。

「除雪管理システム」では、次のようなことができますので、町ホームページからアクセスし、ご利用ください（令和 7 年 1 月 1 日から利用できます。）。

除雪車の現在位置をお知らせ

除雪車の現在位置を地図上（除雪対象路線図）にリアルタイムで表示します。



除雪作業の経過時間をお知らせ

地図上（除雪対象路線図）に除雪作業から経過した時間を色分けして表示します。



町内 4 箇所の積雪状況を公開

町内 4 箇所（幕別、札内、糠内、忠類）の赤外線センサーで計測した 1 時間ごとの降雪深など積雪状況を公開します。



スクールバスの現在位置をお知らせ

スクールバスの現在位置を地図上（スクールバス路線図）にリアルタイムで表示します（通年）。



年中

※ ご利用の際は、サイト内のご利用規約への承諾とアンケートにご協力をお願いします。



令和 7 年 1 月 1 日公開

幕別町除雪管理システム



幕別町の除雪体制

1 除雪の目的

冬季間における町道交通を確保することにより、緊急医療や公共交通の通行機能を確保するとともに、町民の安全と産業の振興に寄与することを目的とします。

車道 新雪除雪 47 台
車道 路面整正 3 台

2 除雪延長と除雪体制（一次除雪）

	車道除雪			歩道除雪			除雪業者	公共施設		除雪業者
	延長	路線	車両	延長	路線	車両		箇所	車両	
幕別地域	490km	812	42台	94km	99	9台	12者	47箇所	16台	15者
忠類地域	160km	125	8台	14km	32	1台	1者	18箇所	4台	1者
計	650km	937	50台	108km	131	10台	13者	65箇所	20台	16者

※ 冬季間に利用の無い町道等を除き、不特定多数が利用する一部私道を含む

※ 忠類地域には駒島地区（36km、15路線）を含む

歩道除雪は通学路や歩行者が多い2m以上の歩道で実施します。

3 除雪の出動基準

(1) 一次除雪（新雪除雪）の出動基準

積雪が概ね10cmを超え、更に降雪が見込まれるとき

(2) 二次除雪の出動基準

路面が「わだち」状になるなど交通障害が予測される場合 → 路面整正
道路幅員が狭く、見通しが悪いなど交通事故等が発生する恐れがある場合 → 拡幅除雪
強風などで路面に吹き溜まりが生じ、交通障害が予測される場合 → 吹込除雪

(3) その他の除雪の出動基準

道路パトロールなどで必要と判断した場合 → 運搬排雪・路面凍結対策

4 除雪作業時間等

大雪や早朝の降雪を除き、通勤、通学に支障の無いよう午前7時頃までの完了を目標とします。

5 雪捨て場

町民のみなさんがトラック等で雪を運び込めるように雪捨て場は3月まで開放しています。雪の搬入が許容量を超えるなどで雪捨て場を閉鎖する場合は町ホームページでお知らせします。

- ① 幕別地域 幕別町浄化センター東側（明野5番地2、町有地）
- ② 札内地域 稲志別近隣センター南側（千住591番地、民有地）
- ③ 忠類地域 忠類浄化センター北側（元忠類29番地11、河川敷地）

※ 雪と一緒に「ゴミ」や「土砂」を持ち込まないでください。

幕別町ホームページで公開

幕別町 雪捨て場



除雪体制の課題

1 除雪オペレーターの高齢化と担い手不足

平均年齢が50歳で、60歳以上が全体の2割を超えるなど高齢化が進行しているのに対し、29歳以下は1%と担い手となる若者が少ないため、除雪オペレーターの確保や技術の伝承が課題です。

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計	平均	備考
オペレーター	1人	11人	24人	18人	11人	4人	69人	50.2	最高73歳
割合	1%	16%	35%	26%	16%	6%	100%	-	最小28歳

※ 令和4年11月調査時

2 除雪機械の老朽化

部品不足による除雪車両の価格高騰や公共事業の減少による建設機械のリース化などで、民間事業者が所有する除雪機械の更新が進まず、25年を経過する除雪車両が4割を超えるなど老朽化が進行しているため、現在の除雪機械の数を今後も確保することが課題です。

	0～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25年以上	計
除雪トラック	-	-	1台	1台	5台	7台
除雪ドーザ	13台	2台	2台	4台	10台	31台
グレーダ	-	-	-	-	1台	1台
小型ロータリ	-	-	1台	1台	3台	5台
計	13台	2台	4台	6台	19台	44台
割合	30%	4%	9%	14%	43%	100%

※ 令和4年11月調査時、除雪事業者が所有する除雪機械のみ

3 除雪費の増加

労務単価、機械損料、燃料費の高騰や最低保障制度の導入、経費の適正化などで、除雪費が年々増加しているため、このまま増加すると町財政の圧迫が課題となります。

		R1	R2	R3	R4	R5
町道除雪費 (千円)	幕別	215,074	218,050	230,613	266,326	223,536
	忠類	75,751	66,050	67,609	45,723	76,264
	計	290,825	284,100	298,222	312,049	299,800
公共施設 除雪費 (千円)	幕別	24,968	18,040	20,466	26,844	27,200
	忠類	※ 0	12,527	13,161	6,561	12,140
	計	24,968	30,567	33,627	33,405	39,340
除雪費計(千円)		315,793	314,667	331,849	362,204	339,140
積雪量	幕別	185cm	182cm	161cm	166cm	162cm
	忠類	254cm	323cm	288cm	215cm	237cm

対策

- ① 技術研修会
- ② ICT化
- ③ 作業効率化
- ④ 事業者支援
など



主な除雪車両

<p>除雪トラック</p>	<p>除雪ドーザ（タイヤショベル）</p>
 <p>価格 4～6千万円</p>	 <p>価格 1～4千万円</p>
<p>幹線道路、郊外除雪</p> <p>郊外の幅の広い道路で使用され、先端のプラウ（排土板）と車体中央のブレードで前方の雪をかき分ける。</p> <p>速度は速いが小回りは利かない。</p>	<p>市街地車道、幹線道路、郊外除雪、公共施設除雪</p> <p>タイヤショベルに大型プラウを装着し、車道の雪を左右又は片方にかき分ける。</p> <p>汎用性は高いが平坦性や除雪速度は除雪グレーダに劣る。</p>
<p>除雪グレーダ（モーターグレーダ）</p>	<p>小型ロータリ</p>
 <p>価格 2～5千万円</p>	 <p>価格 1～3千万円</p>
<p>幹線道路、路面整正</p> <p>車体中央についているブレードで雪を道路にかき分けたり、路面の雪や氷を削る。</p> <p>除雪速度は速いが車体が大きいため小回りは利かない。</p>	<p>歩道除雪</p> <p>前方のオーガ（刃）を回転させて雪を粉砕し、ブロワにより雪を巻き上げシュートから飛ばす</p>
<p>大型ロータリ</p>	<p>凍結防止剤散布車</p>
 <p>価格 2～4千万円</p>	 <p>価格 2～4千万円</p>
<p>拡幅除雪、運搬排雪</p> <p>前方のオーガ（刃）を回転させて雪を粉砕し、ブロワにより雪を巻き上げシュートから飛ばす</p> <p>拡幅除雪や運搬排雪でダンプトラックへの積み込みに使用する。</p>	<p>路面凍結対策</p> <p>車道に砂や凍結防止剤（焼砂、塩カル）を後方の散布装置から路面に散布する。</p>

※ 幕別町が所有し除雪業者に貸与している除雪車は緑色です。

※ 写真はイメージです。

冬のくらしルール

道路に雪を出さない

道路幅が狭くなり渋滞や事故の原因になるほか、除雪作業の遅れや排雪の量が多くなるなど、必要以上に除雪費用がかかります。



自宅などの雪を道路に捨てる行為は違反です

道路交通法第76条第4項第7号、施行細則第19条
交通の妨害になるようにどろ土、雪、ごみ、ガラス片等をまき又は捨てる行為をしてはならない。
(三月以下の懲役又は五万円以下の罰金)

道路法第43条第2項

土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為をしてはならない。
(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

路上駐車をしない

除雪作業が遅れるだけでなく、除雪ができない場合や救急車両の妨げにもなりますので、絶対にやめてください。

駐車禁止



除雪車に声をかけない、近付かない

除雪車を止めて声をかけると作業が遅れて他の地域に迷惑がかかります。また、除雪作業中は危険なので近付かないでください。



屋根の雪は自分で処理する

屋根の雪が道路に落ちると通行に支障が出るほか、歩行者にも危険なので、各家庭で屋根の雪の処理をお願いします。



深夜、早朝の除雪に理解を

交通量が少ない深夜、早朝に除雪する場合がありますので、ご理解をお願いします。



その他のルール

道路付近の雪山で遊ばない。玄関前や車庫前の雪は自分で除雪する。除雪車に注意する。

公園（街区公園）に雪を捨てることができます。

ただし、重機など機械での雪入れは次の理由で禁止しています！

- 雪山で遊んでいる子供達が危険です。
 - 公園内に石が入り、町内会の草刈り等に支障が出ます。
 - 柵や遊具が損傷する恐れがあります。
 - 大量の雪を入れると雪解けが遅延します。
- ※ 詳しくは土木課公園整備係までお問い合わせください。

公園



よくある質問 Q&A



Q1 どんな時に除雪するの？

除雪車は、降雪量が10cm以上予測されるときに出動します。

ただし、路面状況やその後の天気予報等によっては10cmに満たなくても出動する場合や、気象状況により出動を見送る場合があります。

Q2 除雪はいつしているの？

除雪は、天気予報や降雪状況を確認しながら、交通の支障が少ない深夜に出動し、作業完了は、通勤や通学を考慮し、朝7時までの完了を目標としています。

Q3 朝、除雪されていない日があるのはなぜ？

明け方から急に雪が降りだすなど除雪が間に合わない場合や、通勤・通学の時間帯に重なりそうな場合は除雪を見合わせる場合があります。

Q4 歩道の除雪をしていないところがあるのはなぜ？

歩道の除雪は、小型ロータリが通れる2m以上の幅がある歩道で、公共施設やJR駅、バス路線、通学路など人通りの多い歩道を中心に実施しています。

Q5 除雪車がなかなか来ないのはなぜ？

降雪状況で出動時間が遅くなる場合や、路上駐車や道路への雪出しなどがあった場合、大雪の場合などは、地域によって除雪が遅れることがあります。

Q6 どうして家の前に雪を置いていくの？

深夜から早朝の限られた時間内に、限られた除雪車で、全ての道路を除雪するには、物理的に道路の雪を左右に寄せる「かき分け除雪」で精一杯なため、必ずどこかに雪を置いていかなければなりません。

このため、各家庭の出入口の除雪は、みなさんにご協力をお願いしています。

Q7 家の前の生活道路は排雪してくれないの？

排雪は、使う機械の台数や人手が除雪よりだんぜん多く、費用や作業日数もかかるため、バス路線や交通量の多い幹線道路、通学路などを優先的に実施しています。

生活道路の排雪については、「協働のまちづくり支援事業」など町内会活動に対する町の支援もありますので、ご活用ください（詳細は8ページ）。

また、公園（街区公園）にも雪を捨てることができますので、詳しくはお住いの町内会又は土木課公園整備係にお尋ねください（重機など機械での雪入れは禁止しています）。

Q8 屋根の雪が道路に落ちた場合はどうしたらいいの？

通行の妨げや近隣の方の迷惑になるため、家屋の所有者が責任を持って除雪してください。

協働のまちづくり支援事業

「町内会等の助け合い活動に係る支援」

幕別町では、町内会やボランティア団体が行う除雪・排雪に対し次の支援を行っています。

1 雪かき支援

実施主体	町内会、ボランティア団体
事業内容	高齢者の一人暮らし世帯、高齢者世帯、単身障がい者世帯などの除雪支援
交付率	除雪一戸につき5,000円（定額）
留意事項	町内会の住民自らが町内会の区域内で行う除雪 ボランティア団体が町内で行う除雪



2 雪堆積場確保

実施主体	町内会
事業内容	市街地の空き地等における雪堆積場の確保
交付率	1分の1
限度額	330㎡未満 10,000円以内 330以上660㎡未満 15,000円以内 660㎡以上 20,000円以内
留意事項	市街地内又は市街地に隣接する私有地で4戸程度の住民が利用する堆積場の確保に係る経費



3 地域内除雪機械導入

実施主体	町内会又は複数の町内会
交付対象	町内会にある通学路など歩行者の安全確保のための除雪、近隣センター等の除雪のための除雪機械又は小型融雪機械の導入
交付率	1分の1
限度額	250,000円
留意事項	1町内会につき1台を限度として10年間使用すること

詳細は、住民生活部
住民課住民活動支援係
(☎0155-54-2288)
まで！



4 地域内排雪

実施主体	町内会
交付対象	町内会にある道路や交差点の安全確保のための排雪
交付率	2分の1
限度額	排雪区間1mにつき500円 3差路は17,000円、4差路は34,000円
留意事項	同一路線は年度内1回のみ

幕別町ホームページ

幕別町 協まち



福祉除雪事業



高齢や障がいなど身体的理由で自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯に対し、外出等の日常生活に必要な通路を確保する「福祉除雪」を実施します（親族や知人、自宅周辺の隣人、町内会などの協力体制のもと、**除雪が行える状況である世帯は対象外**となります）。

要件	町内に居住し、次の(1)と(2)の要件を満たす世帯
	<p>(1)身体的要件</p> <p>世帯員全員が次の①から③のいずれかに該当し、かつ、自ら除雪できない世帯員のみで構成する世帯</p> <p>① 除雪を行う年度に75歳以上である方</p> <p>② 身体障害者手帳1級から3級までに該当する方</p> <p>③ 要介護3から5までに該当する方</p>
	<p>(2)収入要件・資産要件等</p> <p>次の①から③の全てに該当する世帯</p> <p>① 非課税収入（障害年金・遺族年金等）を含む前年の収入額（年額）が生活保護制度における最低生活費の1.1倍以下であること</p> <p>② 現金、預貯金、有価証券等の合計額が単身世帯で350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）であること</p> <p>③ 世帯員全員が町税等を滞納していないこと（町税等を滞納している世帯員が分納誓約を履行していると認められる場合は除きます）</p>
事業内容	<p>降雪により町の除雪車両が出動した際、町道の除雪が終了後、順次住宅の玄関から公道までの通路（概ね幅1.5m）を確保するために、通路脇にかき分ける除雪及び公道のかき分け除雪による置き雪の除雪を行います（指定場所への雪の移動や排雪は行いません）。</p> <p>※ 車庫、物置、駐車場等の入口は対象外となります。</p>
費用	無料
留意事項	<p>申請窓口（福祉課、ふれあいセンター福寿、札内支所、糠内出張所）やホームページから取得した申請書に必要事項を記入し、申請窓口へ提出してください。</p> <p>申請の受付後、要件を満たしているかの調査（収入状況や介護・障がいに係る情報等の確認）を行います。また、お宅を訪問し、聞取りや現地確認を行います。</p>

※ 詳細は、保健福祉部福祉課社会福祉係に
 問合せください。(☎0155-54-6612)

幕別町ホームページで公開

幕別町 福祉除雪



もしも、水道管が凍結したら

NEW

やってみよう!

1 軽い凍結なら自分で修理できます

露出している管（保温筒は取り外す）や蛇口にタオルを巻き付け、上からお湯をゆっくりかける。

注意

熱湯を直接かけたり、直火をあてると、蛇口や水道管が破裂する危険があるのでやめましょう。



2 それでも水が出ない時は

お近くの**幕別町指定給水装置工事事業者**（指定業者）に凍結修理をご依頼ください。

■ 幕別町指定給水装置工事事業者（令和6年2月20日現在、順不同）

幕別町（幕別地域）にある指定業者

指定業者	所在（幕別町）	☎0155
一成技建(株)	札内みずほ町160-84	56-7881
(有)幕別設備工業	相川576-1	54-2909
(有)菅設備	札内中央町319-36	56-3026
(株)アスワン	札内青葉町308	56-3366
(有)錦産業	札内春日町93-14	56-4410

幕別町（幕別地域）にある指定業者

指定業者	所在（幕別町）	☎0155
大東工業(株)	千住397-88	56-2469
(株)笹原商産	錦町65	54-2610
(有)北芯設備	札内暁町282-8	56-3847
(有)原工業	相川576	54-2235

幕別町（忠類地域）にある指定業者

指定業者	所在（幕別町）	☎01558
(有)森本商会	忠類幸町17	8-2039
米永工業	忠類元忠類13-5	080-2867-5334

大樹町にある指定業者

指定業者	所在（大樹町）	☎01558
(株)北海道アルファ	振別145-6	6-3288
(有)上野興設	下大樹189-8	6-2484
(有)北海道藤棚工業	3条通18-11	6-2277

- 漏水修繕（屋外にある水道メーターから家までの漏水を修復する工事）で登録している指定業者を掲載しています。
- 最新の情報や対応時間、休業日等の詳細は、町ホームページ又は、指定業者に直接お問い合わせください。
- 凍結修理や漏水修繕等の工事費は、自己負担となります。
- 依頼する場合は、指定業者に対応可能な内容や費用をあらかじめご確認ください。

■ 幕別町指定給水装置工事事業者（令和6年2月20日現在、順不同）

帯広市にある指定業者

指定業者	所在（帯広市）	☎0155
上光施設工業(株)	西17南3-46-19	34-5800
(株)三光工業	西2南2-16	22-1521
(株)竹中配管	西12北2-1-3	35-2323
熱原設備(株)	東5南6-15	24-7587
(有)一色設備工業	西20北2-24-3	58-2088
(有)窪田工業	東3南11-16	22-3939
(有)エムイー工業	西5南39-1-1	66-8613
木下工業(株)	西16南1-32-7	33-1288
(有)ホクエイ	東9南11-3-1	24-6380

帯広市にある指定業者

指定業者	所在（帯広市）	☎0155
(有)フィート	西20北2-20-2	66-6735
オーケーメンテナンス	西14南32-3-8	91-9089
(株)田中設備工業	西10南28-26	66-6565
山田設備工業(株)	西2南29-12	22-1241
(株)アクアシステム	東2南15-6	24-6515
森設備工業(株)	西19北1-1-1	33-3535
ひまわり産業(株)	東11南6-8-1	20-5710
(有)ホーユー設備工業	東11南6-8-1	20-5710
梅津設備	西12南32-38	47-6319

その他の市町村にある指定業者

指定業者	所在	☎
門工業(株)	豊頃町茂岩新和町103	015-574-2775
(株)畑下興業	広尾町並木通東3丁目7	01558-2-5888
(有)原田工業	中札内村西1条北7丁目7-3	0155-63-5600
(有)田中建設	広尾町丸山通北7丁目3-2	01558-2-3338
(株)ヤマジョウ	更別村字更別南1線91	0155-52-2036
(株)更別企業	更別村字更別南2線92-10	0155-52-3183
(有)豊永工業	池田町字旭町5丁目1-10	015-572-3447
三進工業(株)	池田町字西1条8丁目43-1	015-572-3810
(株)松山工業	芽室町本通4丁目2	0155-62-2247
合同会社良水建設	音更町すずらん台北町1丁目9-17	080-1866-2709



水道管の凍結を防ぐために・・・

就寝前や長期旅行等で水道を長期間使用しないときは、「水抜き」をしましょう。水抜きが不完全な場合は、凍結や破損の原因となりますので、ご注意ください。便器内の凍結にもご注意ください（水を抜く、不凍液を入れる等）。



詳細は、
建設部水道課水道係
(☎0155-54-6624) まで！

幕別町ホームページで公開

幕別町 水道凍結



除雪等に関する問い合わせ

問い合わせ内容	部署名等	電話
町道の除雪	幕別地域：建設部土木課 忠類地域：忠類総合支所経済建設課	0155-54-6622 01558-8-2111
道道の除雪	幕別地域：十勝総合振興局帯広建設管理部 忠類地域： // 帯広建設管理部大樹出張所	0155-27-8727 01558-6-3141
国道の除雪	幕別地域：帯広開発建設部道路事務所 忠類地域：帯広開発建設部広尾道路事務所	0155-25-1250 01558-2-3148
公園への雪捨て	建設部土木課	0155-54-6622
協働のまちづくり支援事業	住民生活部住民課	0155-54-2288
福祉除雪事業	保健福祉部福祉課	0155-54-6612
水道凍結	幕別地域：建設部水道課 忠類地域：忠類総合支所経済建設課	0155-54-6624 01558-8-2111

除雪情報



幕別町では、ホームページ等を通じて、除雪に関する情報や防災に関する情報を発信しています。
下記のQRコードからアクセスできますので、ご活用ください。

幕別町ホームページ 除雪情報



幕別町除雪管理システム



幕別町防災LINE



令和6年度 幕別町冬の暮らしガイドブック

幕別地域、札内地域の除雪（忠類、駒島以外）

幕別町建設部土木課

☎0155-54-6622（直通）

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

忠類地域、駒島地域の除雪

忠類総合支所経済建設課

☎01558-8-2111



除雪